

# 城西中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめに対する基本的考え方

### (1) はじめに

何より学校は生徒が友人や教職員との信頼関係の中で、安全に安心して生活できる場所ではない。その中でいじめは、人として絶対に許されない人権にかかわる重大な問題である。そして、いじめられる側の保護が最優先されなければならない。いじめはいつでもどこでも起き、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを想定し、教職員が日頃から些細な兆候も見逃さないように努め、校長のリーダーシップのもと、全職員がいじめ問題に対する感性を高め、組織的にいじめ防止・早期発見・早期対応に学校全体で組織的に取り組んでいく。

### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう

### (3) いじめ防止に向けての基本理念

いじめはすべての生徒に関する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習や他の活動に取り組むことが出来るよう、学校内外を問わずいじめが発生しない環境づくりを教職員及び家庭や関係者が一体となって進めることを理念とする

### (4) いじめの態様（国『いじめの防止等のための基本的な方針』による）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### (5) いじめに当たるか否かの判断

- ・表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して判断する。
  - ※ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
  - ※ 好意から行った好意が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝辞し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供をする。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

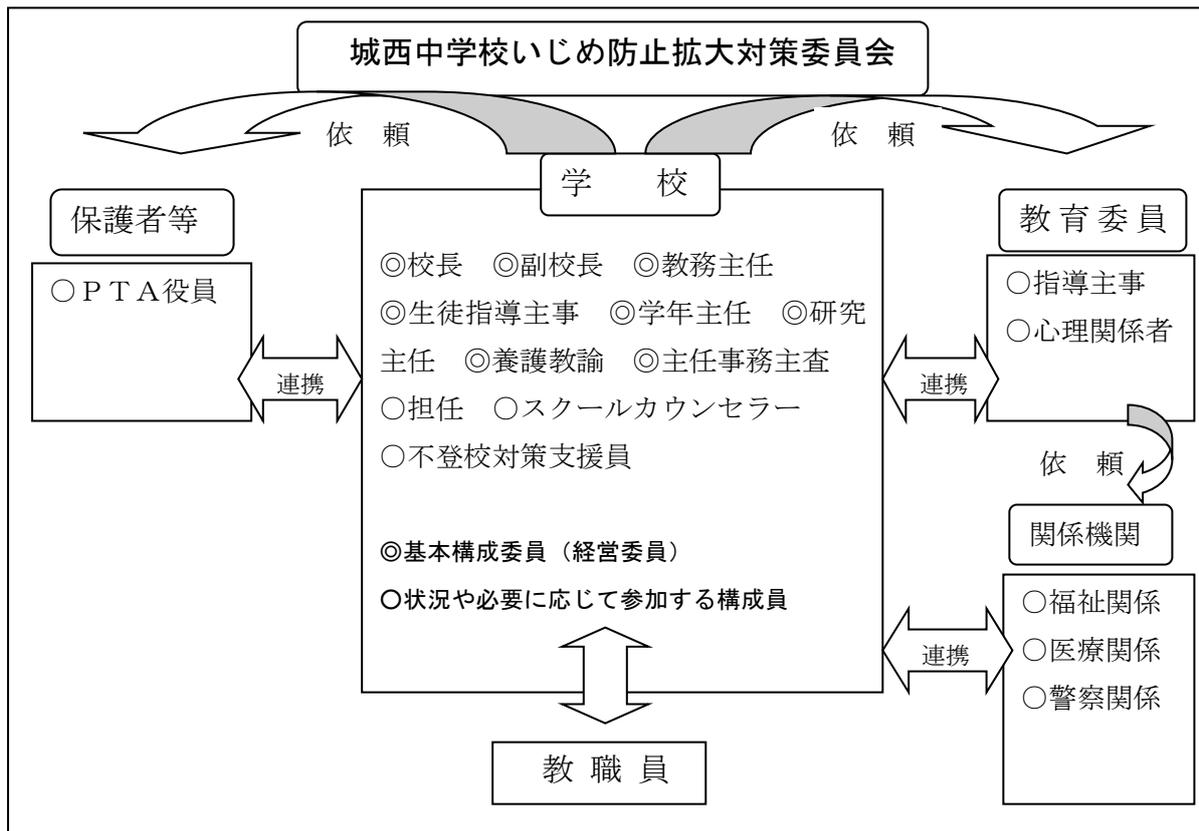
いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策組織【法22条】として、「城西中学校いじめ防止拡大対策委員会」及び「城西中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1-1) 拡大対策委員会の構成員

委員長：校長

委員：副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、研究主任、養護教諭、事務長等

※必要に応じて、担任、スクールカウンセラー、不登校対策支援員等を参集する。



### (1-2) 対策委員会の構成員

委員長：校長

委員：副校長、生徒指導主事、該当学年主任

※必要に応じて、担任、スクールカウンセラー、不登校対策支援員等を参集する。

## (2) 委員会の役割

### ① 未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う役割。

### ② 早期発見・事案対処

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有を行う役割。

・いじめにかかる情報があつた時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び

関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応の方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

### ③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む）。

## 3 いじめ防止に向けた取り組み

学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの実態があった場合、適切且つ迅速にこれにあたる。

### いじめ未然防止のために

#### (1) 教師の基本姿勢

- ① すべての教師が生徒一人ひとりを人権のある一人の人間として大切に対応し指導する。
- ② 「いじめは許さない」という姿勢を示しながら一丸となって指導に当たる。
- ③ 生徒一人ひとりを大切に、互いに認め合える人間関係づくりを通し、生徒の「自己肯定感」や「自己有用感」を育む。
- ④ 仲間とともに人間的に成長できる学級・学年・学校づくりを進めるために生徒一人ひとりが活躍し認められる場のある教育活動を推進する。

#### (2) 規範意識を身につけ、自浄能力を持つ生徒集団の育成

- ① 学級での活動や生徒会活動の中でいじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設定し、みんなの力で防止するという強い意識を醸成し、助け合う集団を育成する。
- ② 学級、学年、そして学校の諸問題について、話し合い活動を通して、考え方の対立から合意に至るまでの解決の仕方を体感させ、望ましい人間関係を築く力を育む。
- ③ 日頃からすべての教育活動において社会における規範や決まりを守ることの意義を指導し、規範意識の高揚と道徳性、社会性を伸長する。

#### (3) 人間関係を育てる活動の展開

- ① 自他共にかげがえのない命が与えられ、生きていることを理解させ、他者に対し温かい態度で接することが出来る思いやりの心を育む。
- ② 「他人を思いやる心を育てる」ことを目的として奉仕活動、体験活動を計画的に推進する。

#### (4) 心を育てる道徳教育の充実

- ① 道徳教育や学級活動などすべての教育活動を通して生徒一人ひとりに「互いを思いやり、尊重できる心」を育む

- ② 「いじめはけっして許されないことであり、いじめを傍観したり、はやしたてたりする行為もいじめ同様に許されないことである」など、いじめに対する知識を与え、正しく行動できる生徒を育成する。
- ③ けっして表面的な理解や行動で終わることなく、生徒の心を揺さぶり、いじめに真剣に向き合うよう指導方法を工夫する。

**(5) 生徒一人ひとりを大切にしたいわかる授業づくり**

- ① すべての教師がわかりやすい授業をこころがけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感をもたせられる授業づくりに努める。
- ② 学習規律や学習習慣を大切にしたい授業づくりを展開する。

**(6) 家庭と地域との連携**

- ① 授業参観や学校からの通信等により、日常生活について広報活動や啓蒙活動を充実させる。
- ② インターネットは、ほとんどの家庭で利用されていることを鑑み、情報機器の危険性について保護者の理解を深め、連携して防止をすすめる。
- ③ 「まなびフェスト」「学校だより」等でいじめ対応への理解を図るとともに、未然防止の視点から家庭の協力について理解を求める。

**いじめ早期発見のために**

**(1) 日常の観察による生徒理解の充実**

いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいように、日々教職員と生徒との信頼関係の構築に心がける。

- ① 一日の学校生活全体を通して生徒の様子を観察するとともに、積極的な声かけなどから、変化への気づきに努める。
- ② 「学校は人間関係づくりを学ぶ場」という認識に立ち、生徒の表情や行動に気をつけながら、その状況が「いじめられている状況」か、しっかり見極め状況に応じて対応する。
- ③ デイリーノートや学級日誌により、生徒の日々の状況把握に努める。

**(1) アンケートや諸検査の実施**

いじめを早期に発見するために生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- ① 生徒を対象としたアンケート調査 年3回・・・6月 11月 2月
- ② 臨時アンケート調査 適宜実施
- ③ 保護者を対象としたアンケート調査 (いじめサイン発見シート) 年1回・・・11月
- ④ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り 年3回・・・6月 11月 2月
- ⑤ QUテストの実施 年2回・・・6月 11月
- ⑥ 「まなびフェスト」に基づいた学校評価アンケート調査 年1回・・・12月

**(2) 相談窓口などの組織体制づくり**

- ① 定期的な教育相談や日常的な個別面談の実施、スクールカウンセラーとの面談の機会を有効に機能させ、生徒のつまずきや悩みをいつでも受け止められる体制を整える。
- ② 家庭訪問や期末面談、教育相談等により保護者との相談体制を充実させるとともに、日頃より生徒の成長や変化等の情報共有に努める。

### 〈相談窓口について〉

- \* 日常の相談について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本校全職員
- \* 学校以外の相談窓口 盛岡市教育相談室・・・・・・・・・・・・019-651-7830 7  
岩手県総合教育センターふれあい電話・・・・・・・・0198-27-2331  
岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・・・・・019-623-7930  
[メール相談アドレス fureai@pref.iwate.jp](mailto:fureai@pref.iwate.jp)  
全国共通 24 時間いじめ相談ダイヤル・・・・・・・・0570-078310  
自殺予防いのちの電話・・・・・・・・0120-735-556  
こども人権ホットライン・・・・・・・・0120-007-110

## 4 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※ 軽微な場合や悩みを聴くだけで解決する場合等は、下記（3）以下以外の対応等を行う。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる好意を発見した時は、その場でその好意を止め、事実関係を明らかにする。
- ② いじめ（疑い含む）を発見したり、通報を受けたり、相談や訴えがあった時は、即日、いじめ防止対策委員へ報告をする。その後、校長の指示の下、「城西中学校いじめ防止対策委員会」を開催し、事実確認、問題解決にあたる。
  - i 校長は、いじめの事実確認の結果を速やかに盛岡市教育委員会へ報告する。  
\* 月 1 回の報告時の報告とするが、緊急時は可能な限り速やかに行う。
  - ii 状況に応じて、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
  - iii ポイント
    - ア 速やかに組織で対応する。
    - イ 指導が十分な効果を上げない場合、解決が困難な場合、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察署へ通報する。

### (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- ② 個人情報の取り扱い、プライバシーに留意する。
- ③ 徹底的に守り通すことを、秘密厳守を伝える。
- ④ 全教職員で安全を確保する。
- ⑤ 信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ いじめた生徒を別室での指導としたり、出席停止としたりするなどして、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑦ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

- ⑧ 状況に応じて、心理や福祉の専門家等外部専門家の協力を得る。さらに、PTSD 等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

#### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ② いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④ 個人情報取り扱い、プライバシーに留意する。
- ⑤ 状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、懲戒（学校教育法第 11 条）を加える。
- ⑥ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者へ連絡するとともに、保護者と連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ② いじめに同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ④ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めるよう、教職員全員で支援する。

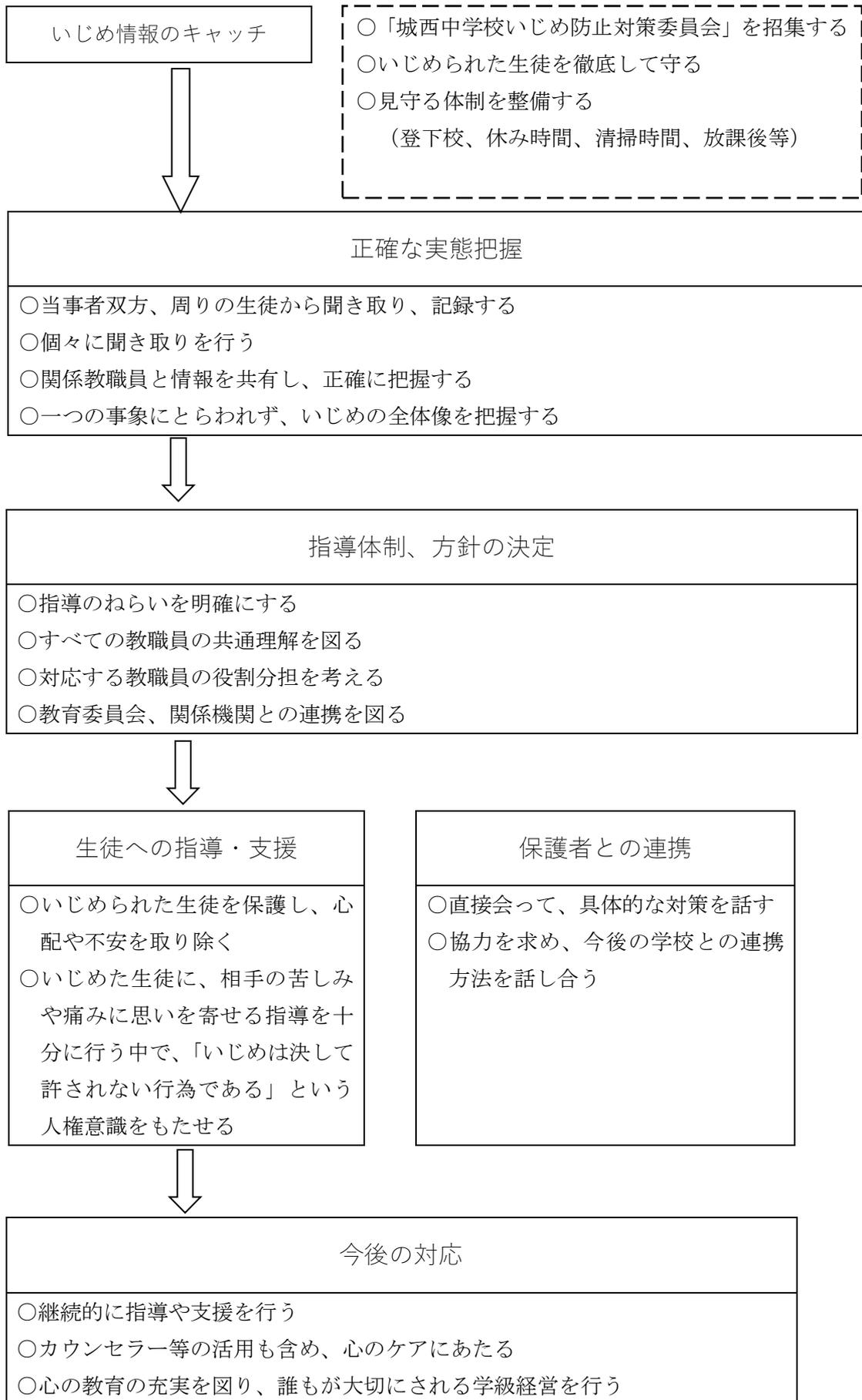
#### (6) インターネット事案対応

- ① インターネット等でのいじめを確認した場合は、組織で情報収集を適切に行い、被害の拡大を抑えるために教育委員会と連携し、プロバイダに情報削除を求める。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に被害が及ぶおそれがあるときは所轄警察署に通報し適切な援助を求める。
- ③ 関係機関との協力を得ながらインターネット上のいじめと人権侵害についての講話等、情報モラル教育の推進を図る
- ④ インターネットや携帯電話利用についてモラルある行動がとれるよう保護者との協力を図っていく。

#### (7) いじめの解消

いじめの解消については、事案発生後 3 ヶ月を目安とした見守りを継続した後、いじめを受けた生徒と再度面談を行うとともに、保護者と連絡をとり、その時点でいじめがないことが確認された場合、解消したものと判断する。

(8) いじめ対応の基本的な流れ



## 5 重大事態への対応

### \* 重大事態発生 (重大事態例)

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品などに重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 生徒や保護者からいじめられて重大事態にあったと申し立てがあったとき



盛岡市教育委員会へ重大事態の発生を報告

・・・教育委員会が調査の主体を判断・・・

学校が調査主体の場合

設置者が調査主体の場合

いじめ問題調査委員会の設置

設置者の指示のもと資料提出

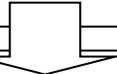
### \* 構 成 員

【学校】 校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 学年主任(担任) 養護教諭  
(スクールカウンセラー 不登校対策支援員)

【関係機関】 教育委員会 心理関係者 福祉関係者 医療関係者

【保護者等】 P T A 役員 (保護者代表者)

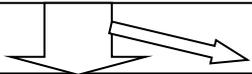
※構成員については、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しないもの(第三者)の参加を計ることにより公平性を確保できるように努める



### \* 調査の実施

【聞き取り】【アンケート】等

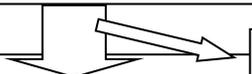
- ・「いじめ対策委員会」が中心となり全職員で速やかに行い、事実関係を可能な限り客観的な視点で網羅し明確にする。
- ・事実としっかり向き合う姿勢を大切にする



盛岡市教育委員会へ調査結果報告

### \* いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

- ・調査により明らかになった事実関係を説明する
- ・個人情報の扱いとプライバシー保護に留意する
- ・保護者の十分な理解を得ながら今後の取り組みについて対応する



### \* 保護者説明会

- ・必要に応じ、いじめに関わった生徒・保護者の意向に配慮した上で説明会を実施
- ・適時・適切に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する

マスコミへの対応窓口は一本化し管理職とする



盛岡市教育委員会へ経過報告

### \* 実態をふまえた必要な処置・対応

- ・「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校・生徒・保護者 全体制で取り組む

## 6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者と共通理解を図る。
- (2) いじめ防止対策基本方針に基づく取り組みについてPDCAサイクルで実行性のあるものにしていく。
- (3) いじめ防止等への適切な対応の改善を図るため、次のとおり学校評価を活用する。
- ① 年度当初に、いじめの防止や早期発見等に係る取組について、「具体的数値目標」として明確にする。
  - ② 教員評価により、上記①を評価する。
  - ③ 関係者評価により、上記②を評価する。
  - ④ ③を受け、「城西中学校いじめ防止対策委員会」が中心となり、各種取組の改善案を計画する。
- ※ 上記の一連の流れを、点検、見直しのPDCAサイクルと位置付ける。
- ⑤ 平成31年度（令和元年度）の具体的数値目標

項目	数値目標	根拠となる調査等
いじめアンケートを計画とおり実施した割合	肯定的回答 100%	城西中教職員アンケート
いじめアンケートをもとに、面談を実施した割合	肯定的回答 100%	城西中教職員アンケート
教育相談（個人面談。いじめに特化したものでなくてもよい）を計画とおり実施した割合。	肯定的回答 100%	城西中教職員アンケート
いじめに関する研修会を計画とおり実施した割合。	肯定的回答 100%	城西中教職員アンケート

- 年間行動計画 別紙
- 早期発見・事案対応マニュアル 別紙
- いじめの防止等に係る取組のチェックリスト 別紙
- いじめサイン発見シート

【いじめ防止取組の年間計画】

月	P D C A サイクル	「いじめ対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者 地域との連携
4月	P (計画)	○「学校いじめ防止基本方針」 の内容確認 ○定例会 (運営委員会)	○ S C やスクールアン スタント等の生徒・ 保護者への紹介 ○学年、学級開き	○生徒観察 ○身体測定	○「学校いじめ防止 基本方針」の提示
5月	D (実行)	○定例会 (運営委員会)	○野外活動 (1年) ○学習旅行 (2年) ○修学旅行 (3年) →R2は10月実施 ○生徒総会	○生徒観察	○PTA 総会での「学 校いじめ防止基本 方針」の説明
6月	D (実行)	○教職員研修 (QU) ○定例会 (運営委員会)	○市中総体 ○校内陸上記録会	○Q-U テストの実施 ○いじめアンケート の実施 ○生徒観察	○地区懇談会 ○部活動保護者会 ○教振協議会総会
7月	C (点検)	○全教職員による「取組評価 アンケート」の実施 ○定例会 (運営委員会)	○情報モラル講話 ○親子球技大会に向け ての練習	○教育相談週間 ○生徒観察	○三者面談 ○親子球技大会実施
8月	A (修正) P	○中間評価→検証 ○教職員研修 (QU, 情報モラル)	○いきいき交流 (横軸連携)	○生徒観察	
9月	D	○定例会 (運営委員会)	○市新人大会 ○職場訪問 (1年) ○職業体験 (2年)	○生徒観察	○学級懇談等
10月	D	○定例会 (運営委員会)	○雄峰祭	○生徒観察	
11月	D	○定例会 (運営委員会)	○校内ロード ○生徒総会 ○性教育 (命の大切さ)	○Q-U テストの実施 ○いじめアンケート の実施 ○教育相談	○授業参観 ○進路説明会 (3年) ○いじめアンケート の実施
12月	C	○全教職員による「取組評価 アンケート」の実施 ○定例会 (運営委員会)	○けやき荘訪問	○教育相談	○三者面談 ○学校評価アンケー ト実施
1月	A	○評価→検証 ○定例会 (運営委員会)	○新入生体験入学	○生徒観察	○学級懇談等
2月	A	○定例会 (運営委員会) ○年度末反省		○いじめアンケート の実施	○修学旅行説明会
3月	P	○定例会 (運営委員会) ○「学校いじめ防止基本方針」 の見直し	○3年生を送る会 ○卒業式	○生徒観察	○教育関係者評価 (教振協議会役員)
通年		○定例会によるいじめ等の情 報収集及び交換 (毎週木曜日) ○対応策の検討	○全校朝会・校報等 による講話 ○道徳教育、体験活動 の充実 ○わかる授業の取組 ○部活動の充実	○健康観察の実施 ○SC だよりの発行	○PTA 実行委員会

# 城西中学校 いじめ問題 早期発見・事案対処マニュアル

## いじめの把握

- 教職員（教諭、養護教諭、SC等）による発見
- アンケート調査による発見
- 本人からの訴え
- 本人の保護者からの訴え
- 生徒（本人以外）からの情報
- 学校以外の関係機関からの情報
- 地域住民等からの情報
- その他

## いじめの報告

迅速に！！

- 把握者→（学級担任等）→いじめ防止対策委員会（委員→生徒指導主事→副校長→校長）

## 城西中いじめ防止対策委員会の開催

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（チーム編成）
- 共通理解の形成
- 教育委員会へ通報
- 関係機関との連携

迅速に対応！！ 組織で対応！！ 誠実に対応！！

軽微な場合や悩みを聴くだけで解決する場合等は、別対応

### いじめられている生徒

- ①事実を確認するとともに、まず辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②最後まで守り抜くことと秘密を守ることを伝える。
- ③自信を持たせる言葉をかけるなど自尊感情を高める。

### いじている生徒

- ①いじめの行為をしてしまった気持ちや状況などについて十分に聴いたうえで対応する。
- ②心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめが非人道的であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③他の生徒と離れた場所での指導も検討する。

### 学級等全体

- ①いじめが起こったことを伝え、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ②いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめを肯定する行為であることを認識させる。
- ③いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。
- ④全教職員で共通理解を図り学校全体で取り組む。

## いじめへの対処

### いじめられている生徒の保護者

- ①発見すれば、その日のうちに連絡を取り合い、対応策を協議する。その際、学校としていじめられている生徒を守り抜くことを伝える。
- ②継続して家庭と連携をとり、家庭での生徒の変化に注意してもらい、どんな些細な相談でも真摯に受け止める。

### いじている生徒の保護者

- ①いじめの事実を伝え、いじめられる生徒や保護者の辛い気持ちを伝える。
- ②いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした姿勢を示すとともに、事の重大さを認識させ、家庭でもいじめが卑怯な行為であることを指導するよう依頼する。
- ③生徒の変容を図るために、今後のかわり方などを一緒に考える。

### 関係機関

- ①必要に応じて関係機関との連携を図る。  
・盛岡市教育委員会  
・警察署  
・福祉総合相談センター  
・民生委員・児童委員等

記録をしっかりと！！

### ●原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- 必要に応じて専門家からの助言

### ●学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 校内研修の実施

### ●教育内容及び指導方法の改善・充実

- 居場所づくり、絆づくりなど学級経営の見直し
- 豊かな心を育てる指導の充実
- わかる授業の充実、自己有用感を伸ばす指導の充実

### ●家庭、地域との連携強化

- 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
- 地域行事等への積極的な参加による生徒の豊かな心の醸成

再発防止に向けた取組

# 城西中学校 いじめの防止等に係る取組のチェックリスト

氏名 \_\_\_\_\_

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

## 1 いじめの防止のための取組

項目		チェック			
学校づくり・授業づくり	生徒が規律正しい態度で生活し、明るいあいさつができるように指導・支援を行っている	4	3	2	1
	全ての生徒が参加できる「わかる授業」づくりに努めている	4	3	2	1
	主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4	3	2	1
	思考・判断・表現力を高めるように指導している	4	3	2	1
生徒理解	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4	3	2	1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4	3	2	1
	自己決定や集団決定の場をつくるよう心がけている	4	3	2	1
	あらゆる場面で道徳的な指導を行うよう心がけている	4	3	2	1
生徒指導	生徒指導の3機能（共感的人間関係、自己決定、自己存在感）を大切にされた教育活動を実践するように努めている	4	3	2	1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するように努めている	4	3	2	1
	指導を受けた生徒が納得することを大事に指導するように努めている	4	3	2	1
	行動の背景を踏まえた心温まる指導をするように努めている	4	3	2	1
向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4	3	2	1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4	3	2	1

## 2 いじめの早期発見、早期対応等

項目		チェック			
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、学習記録ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4	3	2	1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、「いじめ防止対策委員会」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4	3	2	1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4	3	2	1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4	3	2	1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4	3	2	1

## 3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目		チェック			
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている		4	3	2	1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている		4	3	2	1
PTA活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている		4	3	2	1

## 4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。



# いじめサイン発見シート

盛岡市立城西中学校

### 朝（登校前）

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、黙って食べたりするようになる。

### 夕（下校後）

- 携帯電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力が低い。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりする。
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまの様子  
いかがですか？

### 夜間（就寝後）

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、壊れていたりする。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。

### 夜（就寝前）

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたりたりする。
- 学校や友達の話が減った。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。

**「いじめ」をしていますか？**

<p>いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 言葉づかいが悪くなる。人のことをばかにする。</li> <li><input type="checkbox"/> 買った覚えのない物を持っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 与えたお金以上のもの、おこづかいでは買えないものを持っている。</li> </ul>
---	--

**休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。**

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校を嫌がったり、元気がなくなったりしていないか、子どもの様子の変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

## 「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくなっても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」



**ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談してください。**